

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の
症状等の報告に関する条例の一部改正について

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報
告に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等
の報告に関する条例の一部を改正する条例

熊本市精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく任意入院者の症状等の報
告に関する条例（平成 23 年条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条から第 3 条までの規定中「第 38 条の 2 第 3 項」を「第 38 条の 2 第 2 項」
に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提出理由）

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正す
る法律（令和 4 年法律第 104 号）の施行による精神保健及び精神障害者福祉に関
する法律（昭和 25 年法律第 123 号）の一部改正に伴い、所要の改正を行う必要
がある。

これが、この条例案を提出する理由である。